

日本学生オリエンテーリング選手権大会ミドルディスタンス競技部門 関西地区代表選手選考会実施基準

第1条 目的

この基準は日本学生オリエンテーリング選手権大会ミドルディスタンス競技部門(以下インカレミドル)関西地区代表選手選考会(以下セクション)を公平且つ円滑に行い、地区代表選手を決定するため、その選考方法を定めたものである。

第2条 参加資格

関西学生オリエンテーリング連盟の加盟員であり、インカレミドルへの参加資格を有する者がセクションへの参加資格を有する。

第3条 主管

1. 主管は原則として関西学生オリエンテーリング連盟諮問委員、第6条で定めるセクション免除者及び有志によって構成される実行委員会とする。
2. セクションは外部団体への委託も可能とする。その場合は、委託先団体との打ち合わせの上、実行委員会のあり方を別途検討するものとする。
3. 6月総会までにOB1年目世代に運営が可能か確認を行い、OBが運営できないようであれば、夏の近畿OL連絡会において相乗りできる大会を探すものとする。9月総会までに相乗りできる大会が見つからなかった場合は改めてOBに運営を依頼し、9月総会でトレインと日程を決定する。9月総会までに開催の主管を決定し総会の承認を得なければならない。

第4条 開催日程

1. 開催日程は主管となる団体に関わらず原則として10月総会までに承認を得なければならない。
2. 第3条で定められた実行委員会によるセクション以外の大会もセクションに指定する場合、選考人数の割り振りその他追加条件等は10月総会までに承認を得なければならない。承認が得られない場合、第3条で定められた実行委員会によるセクションのみとする。

第5条 開催場所

開催場所は10月総会までに提案され、承認を得なければならない。また、セクション3ヶ月前から関西学生オリエンテーリング連盟加盟員のオリエンテーリング目的の立入を禁止するものとする。

第6条 セクション免除者

1. 以下の者が、インカレミドルへの出場的意思を示した場合、インカレミドル関西地区代表選手として認定され、セクションが免除される。但し、その者が当該年度のインカレミドル出場資格なき者の場合、この規定は適用しない。
 - i. 当年度においてオリエンテーリングの世界大会(WCup, WOC, WUOC)の「各国・地域代表選手(補欠を含む)」になった者で、これらの大会に参加することが理由でセクションに参加できない者
 - ii. 前年度のインカレミドルで入賞し個人実績枠を獲得したもの
2. セクション免除者は、原則としてセクションの運営に関わるものとする。ただし、やむを得ず欠席する場合には、実行委員会に申請し許可を得なければならない。また、運営を外部に委託した場合、免除者もその大会に出場できる。ただし、免除者はセレ対象順位から除くこととする。

第7条 セクション

1. 連地域枠(ランキング配分枠)のうち、**Road To インカレ**のランキング(前年度個人実績 枠獲得者を除く。以下同じ)に基づき、以下の通り選出する。
男子: ランキング9位から48位までの者のうち、上位20名(9位～28位)を内定者とする。

女子: ランキング5位から24位までの者のうち、上位10名(5位～14位)を内定者とする。

2. 前項のランキングにおける下位順位者(男子29位～48位、女子15位～24位)が獲得した枠数については「セクション枠」とし、セクションの上位者より順に選定する。
3. 地域枠(男子2枠、女子1枠)は推薦枠に充てるものとする。
推薦者の選出については、代表選手枠が11名未満の場合は1名、11名以上の場合は申請者の中から最大2名を選出する。

第8条 セクション不成立時の措置

セクションレースが、競技不成立等によりセクションとして不適切であると判断される場合の措置は、セクションが行われる前の総会で提案され、承認を得なければならない。

第9条 諮問委員会による推薦

1. 推薦者の選出は諮問委員会が行う。
2. 推薦の基準は別紙(日本学生オリエンテーリング選手権大会ミドルディスタンス競技部門関西地区代表選手選考会推薦基準)に従い、推薦枠の人数だけクラスごとに選出する。
3. 前条の代表選手枠が11名未満の場合は1名、11名以上の場合は、提出者の中から2名を選出する。
4. 自己推薦するものはセクション参加申し込み及び出走の有無を問わない。
5. 推薦に関する諮問委員会議事録は公開する。ただし、競技者個人のプライバシーに関する部分は、自己推薦者に秘匿の意向があり、且つ諮問委員会が秘匿事項と承認した場合、議事録には公開しないか、または支障ない別の表現で言い換える。
6. 推薦申込者が推薦枠に満たない場合、セクションの上位者から順に繰り上げるものとする。

第10条 辞退

代表選手は何らかの事情により代表選手を辞退する場合、幹事長に辞退を届けなければならない。また、代表選手が辞退した場合セレ通過者および推薦選出者を除いた者のうちセクションの上位から順に繰り上げる事とする。

第11条 枠の再配分

削除

第12条 特記事項

この基準により対処できない事態の生じた時は、総会がこれに対応する。

第13条 改正

本基準の改正は総会において全加盟校の過半数の賛成を必要とする。

第14条 施行

本基準は平成16年12月19日より施行する。

平成16年12月19日制定

平成17年6月19日改正

平成22年4月24日改正

平成26年10月12日改正

平成28年3月14日改正

平成30年7月1日改正

平成30年10月14日改正

令和4年1月6日改正

令和4年1月31日改正
令和8年4月1日改正